

放射性物質輸送を巡る海外の状況

平成15年12月12日
外務省科学原子力課

1. 概要

放射性物質の輸送は、安全性に万全の配慮を払って行われており、我が国と英仏との間の放射性物質輸送については、これまで過去約30年間にわたり、160回以上、延べ450万海里を越える安全輸送実績がある。また、放射性物質輸送は航行の自由等、確立している国際法上の原則にもとづいて実施されている。

しかしながら、近年、IAEA等の国際的な会議の場において、ペルーやNZ等の沿岸国が放射性物質の輸送に反対し、輸送船の通航に先立つ事前の協議や通報への言及を決議に含めようとする動きがある。

このような動きは、本年7月にウィーンで開催されたIAEA放射性物質輸送安全国際会議（以下「輸送安全国際会議」という。）や、本年9月のIAEA総会の「輸送安全」決議において見られたところである。このような動きに対してわが国は、英、仏等とともに、国際的に認められた輸送国の権利の確保のために対処してきたところである。

2. 輸送安全国際会議

本年7月7日から11日までウィーンにおいてIAEAの主催で開催された。最終日の11日、各種セッションを踏まえ全体議長（豪州の前IAEA大使）が取りまとめた結論文書「Summary and Findings of the Conference President」が発表された。

本結論文書は、「Summary」部分及び「Findings」部分の2つの部分から構成されている。「Findings」では、輸送における放射線防護の有効性や輸送に関するIAEA規則の有効性等、輸送の技術安全的な内容について専門的・科学的な見地からの記述がされている。一方で、「Summary」部分では、損害賠償や公衆との情報共有・政府間の情報共有に関する議論を踏まえた内容が記載されている。

「Summary」部分における特記すべき内容の要旨は以下のとおり。

- ・補完的補償条約及び改正ウィーン条約は、その条文や両条約間の相互関係が必ずしも理解しやすいわけではない。その点で、両条約の解説文書の作成は、複雑な法律的事項についての共通の理解を形成するのに有用である。このような解説文書はIAEA事務局によって準備されるべきであり、その

際は IAEA 事務局長の指名する法律専門家の独立グループの協力を得るべきである。(0 . 3 . パラ 3)

- ・議長は、放射性物質輸送に係る情報提供に関して、この会議の後、IAEA の参加を得て、関係国間で非公式の意見交換が実施されることを奨励する。(0 . 4 . パラ 6)

3 . 第 4 7 回 I A E A 総会「輸送安全」決議

本年 9 月 1 5 日 ~ 1 9 日の日程で、ウィーンにおいて IAEA 総会が開催され、放射性物質の輸送に関する「輸送安全」決議が採択された。

本年 7 月に開催された輸送安全国際会議の成果を踏まえた内容であり、決議採択に先立つ非公式協議においても特段の対立はなく、総会議上でもコンセンサス採択された。

今次総会「輸送安全」決議における特記すべき内容の要旨は以下のとおり。

- ・輸送安全国際会議の結論 (results) に基づき、IAEA の所掌の範囲内で、事務局がアクション・プランを関係国と協議しつつ作成し、可能であれば 2004 年 3 月に、理事会で承認を得る。(本文パラ 1)

- ・様々な原子力損害賠償条約の解説文書を準備することは、複雑な問題についての理解を深め、これらの条約への加盟を促すことになるという輸送安全国際会議の結論文書を確認し、専門家を指名して原子力損害賠償に関する事項について検討し助言させるという事務局長の決定を歓迎する。(本文パラ 4)

- ・輸送国と沿岸国との間で情報交換に関する非公式の意見交換を、IAEA の関与を得つつ継続すべきとする輸送安全国際会議議長の提案を支持し、関心を有する加盟国がこれらの非公式の意見交換に参加することを促す。(本文パラ 6)

- ・2003 年のトルコとパナマへの TranSAS ミッションの派遣を歓迎し、仏への TranSAS ミッションの派遣予定を歓迎し、TranSAS ミッションの結果報告を公表を期待する。(本文パラ 1 4)(注)

(注) TranSAS については、2002 年に英国が既に受け入れており、現在、日英仏の輸送 3 国で TranSAS の受け入れを表明していないのは日本のみ。なお、本年 9 月の IAEA 総会において細田大臣 (当時) は、「我が国は、TranSAS の受け入れについて検討していく所存です。」という方針を表明している。

4 . 今後の見通し

(1) I N L E X (国際原子力損害賠償専門家会合)

本年 1 0 月 1 6 ・ 1 7 日にウィーンにおいて開催され、わが国からは道垣

内・東京大学教授が出席した。INLEX では、来年 9 月までに条約のコメンタリーを中心とする報告書を作成することとなった。また、現行条約に関連する問題点を特定し検討することも必要ということになった。

(2) アクション・プランの策定

輸送安全国際会議の結論文書や IAEA 総会「輸送安全」決議を踏まえ、IAEA 事務局によりアクション・プランの策定がなされることとなっている。来年 1 月に各国の専門家が集まる技術的会合が開催される。その場においてアクション・プランの草案が作成されることになる。

(了)